産 お知ら 業 建 課

設

が設

班(☎63・3804) 地域

必要があります。

お問い合わせは、下記まで。 産業振興班(☎63・3806) 建

形成」 うため、屋外広告物法に基づく る危害の防止」を目的に屋外広 しています。 和歌山県屋外広告物条例を制定 告物について、必要な規制を行 和 歌山県では「良好な景観を |「風致の維持」「公衆に対す

町が行うことになっています。 等、県条例に基づく事務の一部を 告物の設置の許可に関する事務 平成18年4月1日から屋外広

だけでなく、自家用広告物等に なりますが、その他、一 動のためのもの等は適用除外と および公職選挙法による選挙活 ついても対象となります。許可 法令や条例の規定によるもの 般広告物

屋外広告物とは

④看板、立て看板、はり紙および ③公衆に表示されるもの ②屋外で表示されるもの ①常時または一定の期間継続 具体例 され、または表示されたもの 建物その他の工作物等に掲出 はり札並びに広告塔、広告板、 て表示されるもの びにこれらに類するもの

はり紙、はり札・壁面広告

広告幕・電光表示広告など 広告・立て看板・アーチ添架広告・ アドバルーン・突出広告・電柱 告·街頭柱添架広告·独立広告· 案内広告・旗、のぼり・屋上広

◆許可地域

全域 な地 物件を設置するのに許可が必要 屋外広告物の表示または掲出 域(禁止地域を除く日高町 第2種地域

告物を設置するためには、一定 の基準を満たし、許可を受ける および禁止地域内で屋外広 ▼禁止地域

号線〈東光寺交差点から由 とができない地域(一般国道42 示または掲出物件を設置するこ までの間〉等 原則として、屋外広告物 の表 良町

屋外広告物を設置する前に

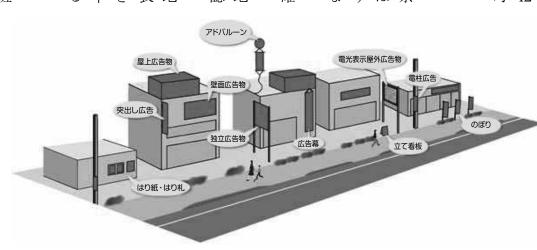
②適用除外の基準を満たすか確 ①表示しようとする広告物が禁 認しましょう。 とする物件が禁止物件ではな ないか、広告物を表示しよう 止広告物に該当するものでは か確認しましょう。

③広告物を表示しようとする地 しましょう。 域が禁止地域でないかを確認

④広告物を表示しようとする地 に適合しているか、検討する 必要があります。 さや表示方法等が許可の基準 示しようとする広告物の大き が許可地域である場合、表

☎63·3804まで)まで。 詳しくは、産業建設課建設班

※左の図のようなものを 屋外広告物といいます



全国一斉! 「女性の人権ホットライン」

強化週間を実施します

間 11月17日(月)から23日(日)

までの7日間

時

間 午前8時30分~午後7時まで ただし、土・日曜日については、 午前10時から午後5時まで

電話番号 ☎0570・070・810

(全国共通ナビダイヤル)

相談内容

夫やパートナーからの暴力、ス トーカーなどの女性をめぐる各種の 人権相談。

相談は無料で、秘密は厳守されま す。法務局職員または、人権擁護委員 が相談に応じますので、お気軽にご 相談ください。

【お問い合わせ先】

和歌山地方法務局人権擁護課內 和歌山県人権擁護委員連合会

(**☎**073·422·5131)

もうチェックした?最低賃

時間額

【発効日】平成26年10月17日

最低賃金未満の労働契約は、無効です!

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているもの があります。

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も!

☑最低賃金は都道府県ごとに違うことをご存知ですか? ☑賃金は最低賃金額以上になっていますか? √使用者は適用される最低賃金額を知っていますか?

【お問い合わせ先】

- ■和歌山労働局 賃金室(☎073·488·1152)
- ■御坊労働基準監督署 (☎22·3571)

日高町消防団

消火器耐用年数の目安

・中身の消火剤 🚥 8 年程度

・消火器の容器 ∞ 10年に



がおまず

詰め麸え

がけんたが行って		四の日ん	
消火器具等	税込価格	消火器種類	税込価格
簡易消火具(スプレー式)	¥1,800	消火薬剤1.2kg型	¥2,000
消火薬剤1.2kg型	¥6,500	消火薬剤1.5kg型	¥2,000
消火薬剤3.0kg型	¥7,500	消火薬剤2.0kg型	¥2,600
住宅用火災警報器	¥4,000	消火薬剤3.0kg型	¥3,500

●消火器の引き取りのみ…¥1,000

※消火薬剤型の消火器を新規購入された場合のみ、古い消火器 の引き取りが無料になります

| 消火器を販売するために、こちらから訪問する ことはありません。

意 悪徳商法や詐欺には十分注意してください。

【連絡先】日高町消防団事務局(☎63・2051)

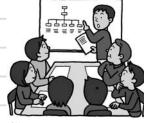
vol. 225 が必必のとくられる



自助、共助、公助って?

災害に対する備えに おいて、「自助」「共助」 「公助」とは次の通りで

●自助…自ら(家族含 む)の命は自 🕻



らで守り、また備えること

- **●共助・・・**近隣の住民などが互いに助け合っ て地域を守り、また備えること
- **▶公助…**役場を始め警察・消防・ライフラ インを支える企業等による応急・ 復旧活動

大きな災害が発生したとき、命が助かる要因 のほとんどは自助と共助だと言われています。

緊急の場面において、公助のみで命を助け ることは難しく、「自分の命は自分で守る」の 理念を基本とし、災害の発生に備えましょう。